資料編

１　荒川区子ども・若者総合計画（素案）に対するパブリックコメント等の実施結果

荒川区子ども・若者総合計画（素案）について、パブリックコメントを実施したほか、こども基本法に基づき、子どもの意見を聴き、計画に反映するため、区立小・中学校の子どもからも意見聴取を行いました。

（１）荒川区子ども・若者総合計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

①募集期間

令和６年１２月１１日（水）～１２月２７日（金）　　計１７日間

②実施方法

荒川区子ども・若者総合計画（素案）について、区ホームページ、令和６年１２月１１日発行の区報やＳＮＳ（Ｆａｃｅｂｏｏｋ、Ｘ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）、ＬＩＮＥ）のほか、小・中学校や高校、幼稚園・保育園や民生・児童委員等の子どもの支援に関わる団体への周知を行いました。

意見は、持参、郵送、ＦＡＸ、電子メールおよび区ホームページにて受け付けました。

③提出意見数

提出意見数　　４６件（人数２１名）

提出意見数		合計	内　訳				
			窓口	郵送	ＦＡＸ	メール	区ＨＰ
全　　体　※		２１	１	６	０	５	９
内訳※	子ども（０歳～１７歳）	１	０	０	０	０	１
	若者（１８歳～３９歳）	６	０	０	０	０	６
	４０歳以上	１３	１	６	０	４	２

※提出者のうち１名の年齢が不明であったため全体と内訳の合計で異なる箇所があります。

④意見の概要

意見の種類		件数
素案に賛成・賛同する		3
計画全般に関する意見		2
計画の具体的な内容に関する意見	地域資源を活用したイベントに関すること	1
	多様性に関すること	5
	子どもの権利擁護に関すること	3
	出産・子育て支援に関すること	4
	保育施設等に関すること	5
	公園・道路等に関すること	2
	ひとり親家庭に関すること	1
	課題等を抱える子ども・若者への支援に関すること	6
その他		１４
合　　計		４６

⑤意見の取扱い

意見の取扱い	件数
新たに計画へ意見を反映する	6
既に計画に記載している	１２
意見・要望として今後の参考にする	２８
合　　計	４６

⑥意見の概要および意見に対する区の考え方

＜計画への反映について＞

◎：新たに計画へ意見を反映する

○：既に計画に記載

－：ご意見・ご要望として今後の参考にする

＜素案に賛成・賛同する＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	ニーズ調査結果から、荒川区の子育てに関して多様なエビデンスデータが明らかになっている。 それをベースに基本理念を定め、４つの基本目標が設定されていることで、とても納得感のある内容になっている。 未来を担う子どもたちの育ちを支える行政の仕事に誇りを持ってこれからも頑張ってほしい。	これまでも区では、区民の皆様が安心して過ごせるよう、さまざまな子どもやその家族等を支援する取組を行ってまいりました。いただいた区への期待に応えられるよう、引き続き、皆様に寄り添いながら取組を推進してまいります。	－	－
2	子どもだけでなく保護者に対してのさまざまな利用しやすい支援事業を実施していただき感謝する。利用しやすい事業によって温かい家庭が増え、荒川区に住んでいて良かったと思えるようになると思う。引き続き、子育て支援の強化を期待したい。			
3	現状が表やグラフによって記載されており、分かりやすい。それを見ることで課題などが分かり、今後の取組や施策が見えてくる。			

＜計画全般に関する意見＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
１	子ども・若者総合計画全体に対しての具体的な予算額を計画に明記してほしい。	子ども・若者総合計画は、令和７年度から令和１１年度まで５年間の計画となっており、全体の予算額を提示することは難しいですが、計画に掲載されている各事業も含めた区全体の予算につきましては、区報や区ホームページ等でご確認いただくことができます。	－	－
２	ＰＤＣＡサイクル基づいて定期的に実施状況を点検・評価することについて、より具体的に記載してほしい。	いただいたご意見を踏まえ、計画第６章第２節「計画の点検・評価の実施」の文言を修正しました。	◎	２３０

＜地域資源を活用したイベントに関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
１	公園を活用した子どもが自然と触れ合うことのできるイベントを充実させてほしい。	荒川自然公園や宮前公園では、落葉やどんぐりなどを利用したワークショップなど、身近な場所で自然に触れ合うイベントを開催しています。今後も、公園を活用した事業を充実させるとともに、事業の周知方法について検討を進めてまいります。	－	－

＜多様性に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	ＬＧＢＴＱを学校で学ぶ機会をつくってほしい。	東京都教育委員会が作成する人権教育プログラムには「性自認」「性的指向」について示されており、各学校では、その人権教育プログラムを基に、さまざまな人権課題について計画的に学習を進めています。最近では、ＬＧＢＴＱの当事者や専門家を学校に招き、ゲストティーチャーとして児童生徒に話をする機会を設けるなど、ＬＧＢＴＱについての理解を深める機会を作っています。	－	－
2	ＬＧＢＴＱや障がいのある方など、多様性について子どものうちから学べるよう学校教育に取り入れてほしい。	東京都教育委員会が作成する人権教育プログラムには「性自認」「性的指向」について示されており、各学校では、その人権教育プログラムを基に、さまざまな人権課題について計画的に学習を進めています。区では東京都教育委員会の指定を受けた人権尊重教育推進校が研究授業等を通して、ＬＧＢＴＱや障がいのある方への理解を深めるため、子どもたちへの指導方法等の工夫・改善を行いながら、区内外の学校に向けて研究の成果を発表し、人権教育の推進に努めています。	－	－
3	ふれあい館事業（乳幼児対象）について、聴覚障がいを持つ子どもでも参加できるように、手話によるふれあいの機会があるとよい。	区では、あらゆる世代の区民が交流し、自主的な活動ができる地域コミュニティ施設として「ふれあい館」を管理運営しております。聴覚障がいのある方も参加できるような事業について、いただいたご意見について、可能な限り反映させてまいります。	－	－

4	さまざまな背景を持つ子ども・若者に対して、インクルーシブな環境を提供するための施策が必要である。多文化共生や障がい者支援に関するプログラムの充実を図り、誰もが参加できる社会を目指してほしい。	区ではこれまでも、東京藝術大学音楽学部と連携した、未就学児とその保護者を対象とした親子コンサートの開催や、聞こえる人も聞こえない人も楽しめる手話言語条例制定記念イベントの実施など、障がいの有無などに関わらず、誰もが参加しやすい施策等を実施してまいりました。また、国際交流事業を通じた異文化交流の促進も図ってまいりました。 さらなるインクルージョンの推進に向け、今後ともさまざまな背景を持つ子どもや若者が気軽に参加でき、楽しむことができるイベント等の充実を図り、多様性への理解を深めてまいります。	－	－
5	特に日暮里地域では日本語学校も多く、外国人が急増していると実感しており、日本語の習得に悩んでいる子どももいる。また、災害時の外国人学生への支援なども必要であり、外国語を母語とする子どもへの支援計画をつくるべきと考える。	区では、ハートフル日本語適応指導事業として、各区立小中学校・幼稚園等に在籍する日本語指導が必要な子どもに対し日本語の初期指導等を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援しております。 また地域防災計画において、外国人に対する防災意識の普及・啓発や、避難者への支援体制の構築等について定め、災害時の外国人支援対策を進めています。	○	１２８

＜子どもの権利擁護に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	保育の現場や学校で働く先生に子どもの権利について学ぶ機会をつくってほしい。	区では、リーフレットやパネル展、区報や区ホームページ、ＳＮＳなどのさまざまな方法で子どもの権利についての周知を行っております。今後も、講演会等の開催や研修への支援等により、保育士や教職員の皆様にも子どもの権利について学んでいただく機会を創出してまいります。	◎	１２９
2	令和５年度に子どもの権利条例が施行されたことに伴い、子どもの最善の利益を追求するという観点から、子どもの権利を尊重した学校環境の整備を行う施策が必要ではないか。具体的には、子どもの権利に関する教職員への研修、自治的な活動を通して子どもの声に応えていく学校づくりなどが必要であると考える。	区においても、子どもの最善の利益を追求するという観点から、子どもの権利を尊重した学校環境の整備は重要であると考えています。「荒川区子どもの権利条例」の制定に伴い、令和６年度には、荒川区の全区立幼稚園、全区立小・中学校の教員を対象に子どもの権利に関する講演を行い、全教員が子どもの権利に関する理解を深めました。今後とも機会を捉え、本条例への教職員の理解を促進することで、よりよい学校づくりに反映してまいります。	◎	１２９
3	子どもの声を区政に生かす取組を充実してほしい。 具体的には、「荒川区子ども議会」について、各学校の生徒会等と連携して生徒からの提案や対話を行う場にし、行われた議論を教育委員会等において、区政や学校環境に反映することを検討する機会を作ってはどうか。また、「子どもの意見聴取の推進」について、子どもの意見聴取の方法等をまとめた実践的な手引きを子どもとその保護者、学校等向けに作成し、公開してはどうか。	子ども議会については、これまで区と教育委員会、学校で、時期や方法等を調整し、開催してまいりました。今後はいただいたご意見や子ども議員からのアンケート、他の自治体の開催事例なども参考にしながら、どのような形で開催するのがより効果的なのか検討を進めてまいります。 また、子どもの意見聴取における手引きの作成については、いただいたご意見や他自治体の取組も参考としながら、効果的な意見聴取の方法を検討していきます。	－	－

＜出産・子育て支援に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	地域子育て支援拠点事業について、利用者が自分の子どもとの関わり方を学ぶ機会としてとてもよい事業である。子育て中の保護者が気持ちのリフレッシュができると子どもとの向き合い方が変わると思う。	地域子育て支援拠点事業は、在宅育児家庭の親子同士が地域で交流しながら、安心して子育てできる環境づくりに大きく寄与する取組であると区も認識しております。引き続き、質の高い地域子育て支援拠点事業を運営できるよう努めてまいります。	○	１５７
2	女性が出産に前向きになれるよう、病院と連携しながら出産できる環境をよりよくするための具体的支援を行ってほしい。	区では妊娠中の皆様が安心して出産を迎え、子育てができるように、助産師または保健師による「ゆりかご面接（妊婦面接）」を行っており、その中で無痛分娩や産後ケアなど出産病院に関する情報提供をしています。 今後も、妊娠前や妊娠中の方が、出産や子育てに関する知識や情報を入手し、不安なく子育てに臨めるよう、社会的資源等の情報周知方法を拡充するなど、引き続き、必要な支援を積極的に行ってまいります。	○	１４４・１４６・１４７

3	産後ケア事業について、利用施設の多くが区外にある。また、区内施設を利用しようと問い合わせた際に対応が悪く、利用を諦めた。利用施設の実態の把握をしてもらうとともに、区民の利便性の向上につながる取組をしてほしい。	産後ケア事業につきましては、事業の趣旨から、利用者およびお子さんの安全性の確保に十分配慮する必要があることから、国のガイドラインにのっとった内容で実施が可能な施設等に委託しています。 お問い合わせいただいた際の対応については、区として指導し、ご利用いただきやすい環境づくりに努めてまいります。また、 今後の実施場所の拡充に関しましては、区外も含め、利用者の利便性を加味しながら新規開拓に取り組んでいきます。 また、施設等の実態把握につきましては、毎年度事業の実施状況を書面で確認するとともに、随時施設等の視察等により行っておりますが、今後も、利用者や対象となる方々の意見を聞く機会を増やすなど、実態把握に努めてまいります。	○	１４５
4	地域子育て支援事業（親子ふれあい入浴）について、区内の小学校に通う子どもを対象にしていると聞いているが、障がいがあることを理由に区外の小学校に通わざるをえない子どもについても対象になるようにしてほしい。	地域子育て支援事業（親子ふれあい入浴）の入浴券配布につきましては、障がいの有無に関わらず、荒川区民であれば区外の学校に通っている小・中学生も対象となっておりますので、親子のふれあいの機会としてぜひご活用ください。	○	１６０

＜保育施設等に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	保育園民営化に反対である。保育の質を向上させるために現場で働く保育士の環境改善に力を入れてほしい。	区立保育園については、地域の核となる拠点園以外の区立保育園を順次民営化し、民営化により得られる財源や人材を活用して拠点園の機能強化を図るなど、多様化する保育ニーズに対応する体制を整備していく予定としています。 合わせて、国や都の施策を活用した保育士の処遇改善に取り組んでいるほか、区独自に奨学金制度を設けるなど、保育士の環境改善を図っています。また、区内保育士を対象とした研修、保育園相互の見学など学びの機会を確保することで区内の保育の質の向上に取り組んでいます。	―	―
2	マンションの増加などにより区内移住者が増え、近隣の保育園の入園倍率が上がった。保育園の入園審査において、区の在住歴が長い方が優先的に受かりやすくなるような仕組みとなるよう見直しをしてほしい。	保育園入園の利用調整に当たり、同一指数・同一優先順位となった際、荒川区の在住歴が長い方を優先する措置を行っています。	―	―

3	保育園において、オムツのサブスクの導入や保護者が手作りで布団カバーを作ることの廃止など保育園利用者のニーズを踏まえた取組をしてほしい。	オムツのサブスクについては、保護者がオムツを園へ持ち込まずに、保育園において利用でき、保護者の負担軽減の観点からメリットがあることは認識しております。一方、園児の利用枚数によっては保護者の経済的負担が増える可能性もあるほか、各保育園における発注や在庫管理などの業務増も懸念されます。今後も他区や区内保育園の状況などを注視しつつ、利用者のニーズに応じた対応を検討してまいります。 また、保育園の布団カバーなどの保護者への負担についても、利用者のニーズや各保育園の状況等を踏まえ、保育園における限られたスペースの中でコットの収納が可能であれば、順次切り替えるなど、負担軽減への取組を検討してまいります。	―	―

4	保育の質の確保と向上のため、区が（仮称）「あらかわの子どもの姿」を策定し、各保育園が子どもの育ちのイメージを共有できるようにしてほしい。	区では平成２８年３月に、区内すべての保育・教育施設で子どもたちの育ちを保障するために「荒川区就学前教育プログラム」を策定しました。区内すべての保育者と小学校に本プログラムを配布し、区内の保育従事者を対象にプログラム活用についての研修を行うとともに、公立園における保育実地見学会等の実施や理念の共有により、保育の質の向上に努めているところです。本プログラムについては、この間の保育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、令和７年度に本格的な改訂を予定しています。この改訂に合わせ、改めて区内すべての保育施設が本プログラムの内容を学び、共通の認識の下で保育の質の確保と向上に取り組む機会を設けてまいります。	―	―
5	１歳児から１１時間保育を利用する子どもが増加しており、安心して保育園を利用できる環境を整備するため、補助員を含む人員体制の確保をお願いしたい。	区では保育標準時間、延長保育実施にあたってそれぞれ補助金を支出しており、これらの経費を活用して必要な体制を確保するよう努めております。補助金の内容については、引き続き、国や都、他自治体の状況も踏まえ検討してまいります。	―	―

＜公園・道路等に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	都電沿いの歩道を広げてほしい。	都電通りは、東京都が整備している都市計画道路です。現在、荒川遊園通りから西側の都電通りについて東京都が拡幅整備のための用地取得を推進しており、拡幅整備後は都電通りの南側の白線で区画されている路側帯が、車道と明確に区分された幅員２．５メートルの歩道として、都電通りの北側は幅員２．５～５．５メートルの歩道として整備されることになります。区といたしましては、早期の整備を東京都に対して働きかけてまいります。	－	－
2	あらかわ遊園や公園などで歩きたばこをしている人がいるので、厳密に対処するなど、歩きたばこへの対応を強化してほしい。	あらかわ遊園や公園における喫煙は、全面禁煙としており、禁煙に関する掲示物の設置や巡回などを実施しています。また、施設周辺の路上においても、啓発指導員およびパトロールカーによる巡回指導により喫煙マナーの向上を図っています。今後も、より効果的な喫煙への対応を実施してまいります。	○	１６２

＜ひとり親家庭に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	ひとり親家庭の貧困対策に力を入れてほしい。	区ではひとり親家庭の暮らしの悩み等の相談を受け、問題解決のお手伝いをすることや、安定した収入が得られるよう、仕事探しや資格取得についての支援、育児や家事を援助するためのヘルパー派遣の実施など、それぞれの家庭の状況に応じて、支援策を組み合わせながら、ひとり親家庭の支援を行っております。また、ひとり親家庭の生活の不安の軽減につながるよう、ひとり親家庭を対象としたフードパントリーを実施している団体に対し、食材費の補助を行うとともに、フードパントリーの会場に区の職員が出向き、個別相談を受け付けております。今後も、ひとり親家庭への支援策の充実について検討してまいります。	○	１８２・１８３・１８４

＜課題等を抱える子ども・若者への支援に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	子どもや若者のメンタルヘルスに対する支援が不可欠である。 カウンセリングサービスや心の健康に関する啓発活動を強化し、早期発見・早期対応ができる体制を整えることが重要ではないか。	子どもや若者からの相談を受けたときには、関係機関との連携や、専門医による精神保健相談等も活用し、こころの病気の早期発見、早期治療できる体制づくりを進めてまいります。そして、こころの病気やＳＯＳのサインを見逃さないように、子どもから大人まで参加出来る講演会を実施し、メンタルヘルスについても広く普及啓発しています。 また、区では、若者が抱えるさまざまな悩みの相談を受け、適切な支援機関につなげる相談窓口「わっか」を開設しております。今後も、同事業の周知や、気軽にご相談いただける環境づくりにより、メンタルヘルスへの支援を必要とする若者の早期発見・早期対応が可能な体制づくりを整備してまいります。	○	１４７・１９８・２０３・２０５・２０７
2	学校に配置するスクールソーシャルワーカーについて、令和７年度からの増員にあたり、人材の確保と育成をお願いしたい。	スクールソーシャルワーカーの人材の確保については、ハローワークへの求人広告掲載や、関係機関等への求人周知を早期に行いつつ、区ホームページでも公募を行い、子どもたちに寄り添えるスクールソーシャルワーカーを採用したいと考えております。 また、専門知識や経験が豊富な福祉分野等の専門家をスーパーバイザーとして招き、計画的に研修会等を実施しながら、スクールソーシャルワーカー全体の質の向上を図ってまいります。	○	１３６・１７０・１７１

3	不登校児童・生徒の保護者はスクールカウンセラーに相談しながら解決方法を探している。「あらかわひきこもり支援ステーション」について学校への周知を強化するなど関係機関同士が連携しながらひきこもり対策を行ってほしい。	あらかわひきこもりステーションはひきこもりの当事者やその家族等からの相談に対し、専門の相談員がそれぞれが抱える課題を解きほぐしながら必要な支援機関につなげるコーディネート機能をその大きな役割としています。その中で当事者が就学期の場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談を行う教育センターや児童相談所の機能を持つ子ども家庭総合センターと連携することにより、当事者やその家族等の要望や状況等を勘案した最も適切な支援を行うことができる体制を構築しているところです。引き続き、学校への周知や関係機関相互の連携・協力体制の下、総合的なひきこもり対策に取り組んでいきます。	○	１７１
4	不登校児童・生徒が自宅以外で過ごせる場所が多くあるのはとてもよい。引き続き、他自治体を参考にしながら、多種多様な居場所づくりを進めてほしい。	区内には、カフェや鮮魚店などの地域の店舗のご協力により実施している子ども食堂や、スポーツイベントに参加する子どもの居場所など、多種多様な子ども食堂および子どもの居場所があります。また、不登校児童・生徒がインターネット上の仮想空間を利用する取組も行っております。今後も、他の自治体の取組を参考にしながら、居場所づくり事業を進めてまいります。	○	１７７ ・ １７８

5	不登校の子どもの支援に関して、不登校初期段階の子どもやその保護者に対する支援が位置づけられていないように思う。「不登校支援ガイドライン」にある不登校の子どもや保護者への支援事業を計画に位置づけつつ、子どもの相談機関となる事業について検討してほしい。	不登校初期段階の子どもやその保護者に対する支援を含め、不登校児童・生徒やその保護者への支援につきましては、「不登校支援ガイドライン」に位置づけて適切に実施しているところです。 また今後も、「荒川区学校教育ビジョン」の推進目標等にのっとり、学校や地域、関係機関とも十分な連携を取りつつ、いただいたご意見も参考とさせていただきながら、課題解決に取り組んでまいります。	－	－
6	Ｐ１７９に記載の「学習支援事業（学びサポートあらかわ）」について、どのような点で支援が必要な子どもを対象としているのか、明確でないように思われる。 「支援が必要な子ども」の前に、具体的に「学力向上」や「生活の支援」等の文言を入れてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、「学習支援事業（学びサポートあらかわ）」において、支援が必要な子どもについて、具体的な文言を記載することといたしました。	◎	１７９

＜その他＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	「子ども・若者ビジョン」における若者の定義（中学生から施策によっては、４０歳未満まで）に合わせて、「わかもの就労サポートデスク」の対象年齢を４４歳以下から３９歳以下に見直しをしてほしい。	わかもの就労サポートデスクの対象年齢については、開設当初は４０歳までの方を対象としておりました。しかし、３０代半ばから４０代半ばのいわゆる就職氷河期世代の多くが非正規雇用で働いているという状況であり、こうした世代に対してもきめ細かくに支援していく必要があることから、令和２年度から就職氷河期世代を含めた概ね４４歳以下に対象年齢を拡大しました。	－	－
2	第４章第２節のニーズ調査結果について、グラフの縮尺をそろえてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、できる限りグラフの縮尺を揃え、体裁を整えましたが、見やすさを優先させるために従来通りの表記とさせていただいている箇所もあります。	◎	６４～１０９
3	さまざまな立場の子どもの不安や悩みに対して、大学生世代の若者が相談を受け、非行防止につなげられるようなＢＢＳ（青年ボランティア団体）の組織が荒川区内にできたら、相談場所をゆいの森あらかわに設けたらどうか。	いただいたご意見を踏まえ、今後ＢＢＳの活動場所等のご相談があった場合は、区として対応を検討してまいります。	－	－
4	産後体調を崩していたが、荒川区の子育て支援のおかげで、助かったので感謝している。	これまでも区では、区民の皆様が安心して過ごせるよう、さまざまな子育て支援の取組を行ってまいりました。 引き続き、皆様に寄り添いながら取組を推進してまいります。	－	－

5	日本は、性教育後進国と言われていることもあり、 子どもの性教育について力を入れてほしい。	区では、各区立小中学校・幼稚園等での授業や保育園での実践事例集の全園周知等により、生命（いのち）の安全教育を行っています。また、一部の中学校でエイズ予防の講演等を行う等性教育の充実を進めているほか、保育士向けの「子どもの人権」をテーマとした研修の実施等により、性的虐待を含めた不適切保育の防止につなげています。今後も、子ども一人ひとりが自分の体や生命（いのち）を大切にしようとする気持ちを育てるとともに、性教育の充実を図ってまいります。	－	－
6	子どもの性虐待の報道もあり、 文部科学省も命の安全教育を推奨していることから、幼児期からの性教育を地域ぐるみで推進することについて、計画に盛り込むべきと考える。			
7	義務教育無償化のために、学用品を無償化してほしい。	区では、東京都の制度を活用し、学校給食の無償化を行っています。また、区立学校における学用品等のうち、補助教材の一部や遠足・修学旅行費用等について公費負担を実施することにより、保護者負担の軽減を図ります。	－	－
8	「あらかわキッズ・マザーズコール２４」の事業名称について、母親が子育ての中心であるというジェンダーロールの強要につながるため、事業名称を変更すべきである。	いただいた意見を踏まえ、事業名称の変更に向けて準備を進めてまいります。	◎	１３７ ・ １４７

９	子ども・若者を大切にするという観点からも、気候危機などの環境問題に対して力を入れてほしい。	区では、平成２０年に「荒川区環境基本条例」を、令和５年に「荒川区地球温暖化対策推進条例」を制定し、気候問題をはじめとした環境問題に対して、さまざまな取組を進めてきました。また、気候変動に伴う大規模水害の発生に備え、避難場所運営訓練の実施や荒川区防災地図（水害版）を活用した区民等への避難場所、避難方法等の普及啓発等の大規模水害対策を推進するなど、防災の面からも取組を進めています。今後も、さまざまな年代の方々に、関心を持っていただき、当事者意識を持って行動していただけるような施策を行うなど、環境問題に対する取組を推進していきます。	―	―
１０	第５章で示す事業の重点事業について、定量的な目標だけでなく内容や質・その取組によってどのような改善が見られたのかなどの定性的な目標の記載があるとよい。	重点目標の事業においては、数値で表すことができない目標があるものと考えており、いただいたご意見は今後計画の実施状況を点検・評価していく際の参考とさせていただきます。	―	―
１１	第５章で示す事業について、どの事業をどの担当課が行っているかが分かりにくいので、示し方を工夫したらどうか。	第５章でお示ししている事業の中には、複数の所管で連携して進めている事業や、今後計画を進める中で体制を検討する事業等も含まれており、担当課を並列して記載しました。	―	―

１２	第４章第２節のニーズ調査結果において、１８～３９歳の対象に既婚・未婚など属性関係なくすべて含まれており、実態が見えにくい。ひきこもりの状況を問う項目についても在宅勤務や子育て中の場合なども含まれており、引き出したい情報が分からない。	１８～３９歳の若者への調査は今回初めての試みでした。次回の調査については、今回の調査で見えた課題やいただいたご意見も踏まえて質問項目や集計方法の検討を進めてまいります。	－	－
１３	里親の認定について、経済的要件（一定の収入があること）を緩和してはどうか。里親の認定要件に当てはまらなかった方には、ショートステイ事業の協力家庭やフレンドホームを積極的に勧めてほしい。	子どもの適切な養育のためには、里親の認定にあたり一定の収入は必要であると考えています。 里親としての登録が難しい方に、協力家庭やフレンドホームなどで短期間の養育をお願いすることは、温かみのある家庭的な環境の中での養育を推進していくという観点からも重要なことであると認識しております。いただいたご意見を踏まえ、里親だけではなく、さまざまな社会的養育についてもご案内してまいります。	－	－
１４	子どもの愛着が育てられるのは早ければ早いほどよい、と考える。パーマネンシー保障のためにも、里親家庭に養育を依頼する子どもの年齢の引き下げについて検討してほしい。	里親家庭に養育を依頼する子どもの年齢に制限はありません。 今後も、パーマネンシー保障の理念に基づきながら、子どもにとっての最善となる養育先が確保されるよう努めてまいります。	○	１８５

（２）荒川区子ども・若者総合計画（素案）に対する区立小・中学校の子どもの意見聴取の実施結果

①募集期間

令和６年１２月１１日（水）～１２月２７日（金）　　計１７日間

②実施方法

荒川区子ども・若者総合計画（素案）のうち、子どもに特に関係する「基本目標１」について、区立小学校５年生および区立中学校２年生の子どもから意見を聴取しました。

③提出意見数

提出意見数　　１，７７３件（人数 １，７０２名）

＜内訳＞

小学５年生　１，０１８件（人数　　９６４名）

中学２年生　　７５５件（人数　　７３８名）

④意見の概要および意見の取扱い

＜小学５年生＞

意見の種類		件数
素案に賛成・賛同する		４９１
区への期待など		３４
計画全般に関する意見		９３
計画の具体的な内容に関する意見	子どもの権利に関すること	１２４
	子どもの居場所に関すること	６４
	地域との交流に関すること	１１
	子育て支援に関すること	３
	公園に関すること	５２
	安心・安全な街づくりに関すること	３５
その他		２８
特になし		８３
合　　計		１，０１８

＜小学５年生＞

意見の取扱い	件数
新たに計画へ意見を反映する	５３
既に計画に記載している	１８９
ご意見・ご要望として今後の参考にする	７７６
合　　計	１,０１８

＜中学２年生＞

意見の種類		件数
素案に賛成・賛同する		３６５
区への期待など		１３
計画全般に関する意見		３０
計画の具体的な内容に関する意見	子どもの権利に関すること	８５
	子どもの居場所に関すること	２３
	地域との交流に関すること	５
	子育て支援に関すること	３
	公園に関すること	２３
	安心・安全な街づくりに関すること	７
その他		８４
特になし		１１７
合　　計		７５５

＜中学２年生＞

意見の取扱い	件数
新たに計画へ意見を反映する	５０
既に計画に記載している	７２
ご意見・ご要望として今後の参考にする	６３３
合　　計	７５５

⑤意見の概要および意見に対する区の考え方

＜計画への反映について＞

◎：新たに計画へ意見を反映する

○：既に計画に記載

－：ご意見・ご要望として今後の参考にする

【小学５年生】

＜主な区への期待など＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	さまざまな取組を作ってくれて感謝する。いろいろな目標を作ることで安心して生活していけると思う。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきました。みなさんからいただいた、区への期待などに応えられるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。荒川区がよりよいまちとなるためには、みなさん一人ひとりの力も必要となります。ご協力をお願いします。	－	－
2	この計画が上手くいけば、子どもが荒川区に住みやすくなりよいと思う。これからの荒川区の明るい未来が増えていくことを楽しみにしている。			
3	この計画はよいと思う。子どもの未来のためにこれからも全力で取り組んでくれるとありがたい。応援している。			

＜主な計画全般に関する意見＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	このような計画があることを初めて知った。荒川区子ども・若者総合計画を知ってもらうために、ポスターを作ったり、図書館に置くなどして、さまざまな年齢の方に知ってもらうとよいと思う。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきましたが、お知らせが十分ではなかったことがみなさんからのご意見で分かりました。今回いただいたご意見を踏まえ、荒川区子ども・若者総合計画については、ゆいの森あらかわや区立図書館に置いたり、区ホームページに載せたりして、区民のみなさんに見ていただけるようにします。 荒川区がよりよいまちとなるよう区も頑張りますので、みなさんもご協力をお願いします。	－	－
2	知らないところで大人が子どものために助けたり、サポートしてくれていて、子どもが安全に暮らせるようにしてくれていることを初めて知った。感謝している。			
3	区が、子どもが楽しく過ごせるように、嫌な気持ちにならないように考えてくれている事を初めて知った。感謝している。			
4	区が、子どものことをよく考えて安全に過ごせるようにしてくれているのだと知ってうれしかったし、とても心強いと思った。			
5	区が、子どものことをすごく考え、安全・安心のことなどを考えていてうれしかった。			

＜子どもの権利に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	子どもに関することについて、子どもの意見を聞くことはよいと思うので、今後も、子どもへアンケートするなどして、意見を聴いてほしい。　【ほか、1件】	区では、子どもの意見を聴いて、区の取組に生かしていくために、子ども議会や子どもの意見聴取について、よりよい方法を検討してまいります。	○	１３５
2	子どもの権利を知ってもらうために、ポスターなどを作るとよいと思う。　【ほか、４７件】	区では、子どもの権利について、これまで、リーフレットやパネル展、イベントなどのさまざまな方法により、お知らせしてまいりました。いただいたご意見を踏まえ、新たにポスターを作成するなど子どもの権利を知るために、よりよい方法を検討してまいります。	◎	１２９
3	子どもの権利について、ゆいの森やリサイクルセンターなどの区の施設を活用してスタンプラリーなどを行ったらよいと思う。	区では、子どもの権利について、リーフレットやパネル展、イベントのほか、区報や区ホームページ、ＳＮＳなどを活用し、お知らせしてきました。スタンプラリーなどいただいたご意見も含め、子どもの権利を知る機会や考える機会について、検討してまいります。	○	１２９
4	子どもの権利について、区報Ｊｒ.に掲載し、知ってもらうのはどうか。	区では、区報Ｊｒ.令和５年１１月号で子どもの権利の特集記事を掲載し、子どもの権利についてお知らせしました。 今後も、区報Ｊｒ.を含めたさまざまな区のお知らせを活用して、子どもの権利について知る機会や考える機会をつくってまいります。	○	１２９

5	子どもの権利について知らなかったので、子どもの権利についての授業があるとよいと思う。	区で独自に作成している中学校社会科副読本に、令和６年度から「荒川区子どもの権利条例」を掲載し、授業で子どもの権利について学習できるようにしています。また、小学校の社会科副読本には、令和７年度以降に掲載する予定です。	－	－
6	年齢関係なく、人権について学べる機会などがあればよいと思った。	区では、子ども・若者向けの取組として、小中学生を対象とした人権教室等を行うほか、すべての方を対象とした「みんなで考える人権講座」を実施しており、今後も、多くの方に人権について知る機会をつくってまいります。	○	１２７ ・ １３０ ・ １３１
7	いじめや虐待等がないように、展示会などで啓発を図るほか、子ども自身が相談しやすいような環境整備等を行うことで、被害にあっている子の早期発見・支援策に力を入れてほしい。 【ほか、４件】	区では、いじめや虐待等がないように、子どもの権利についてのリーフレットやパネル展等による啓発活動を行っています。また、困りごとや悩みごとについて、電話やメール、ＳＮＳで相談できる窓口の設置や各学校でのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携による課題解決に向けた支援など、子どもが相談しやすい環境の整備や被害にあっている子どもの早期発見・早期対応に取り組んでおり、引き続き、いじめや虐待の未然防止や支援の強化を進めてまいります。	○	１３６ ・ １３７

8	悩みごとや困りごとについて、ＬＩＮＥなどのＳＮＳやメールで相談できるとよいと思う。 【ほか、４件】	区では、子どもや若者の困りごとや悩みごとについて、ＬＩＮＥなどのＳＮＳやメール等によるさまざまな相談窓口を開設してきましたが、みなさんのご意見を踏まえ、この計画に子どもの相談窓口一覧を掲載しました。 困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	◎	３０２ ～ ３０４
9	子どもが困ったり、悩んだりした際の相談について、スマホをもっていない子でも相談できるような工夫が必要なのではないか。 【ほか、６件】	各区立小中学校・幼稚園等では、スクールカウンセラーや教職員がみなさんとの良好な人間関係を築き、直接会うことでも安心して相談に来られるような環境づくりに努めています。子ども家庭総合センターやひろば館等にいる職員に気軽に相談してください。	－	－
１０	具体的にどのようなことが虐待やいじめにあたり、どのように防ぐのか詳しく学べる機会があるとよいと思う。　【ほか、５件】	区では、区報や区ホームページ、パネル展等による虐待予防の啓発活動を行っています。その際には、具体例も含めて確認できるよう工夫しています。また、すべての区立小中学校では、定期的にいじめのアンケートを実施したり、いじめ防止のための授業を行っており、引き続き、いじめや虐待をなくすための取組を進めていきます。	－	－

１１	保護者からの虐待を防ぐためにも、保護者のカウンセリングなどが行えたらよいと思う。また、その他の虐待の原因も調べ、その原因を解決するための支援を行うとよいと思う。	保護者による児童虐待の一因に、保護者の心の状態が不安定であること等が考えられることから、区では、小さな子どもがいるご家庭への訪問や電話・面接による相談支援などにより、保護者の心のケアを行っています。また、虐待相談等の際には、保護者の面談を行い、必要な支援につなげるなど、原因の解決につなげています。引き続き、いじめや虐待の未然防止に努めてまいります。	○	１４６ ・ １４７
１２	区の施設に、子どもや大人がいつでも相談できる場所があるとよいと思う。　　【ほか、２４件】	各区立小中学校・幼稚園等では、スクールカウンセラーや教職員がみなさんとの良好な人間関係を築き、安心して相談に来られるような環境づくりに努めています。 そのほかに区では、学校や家庭での子どもの困りごとなどに専門家が電話やメールで相談にのり、解決の手助けを行う「あらかわ子どもほっとらいん」や、悩みを抱える若者がメールやＬＩＮＥなどで気軽に相談できる窓口「わっか」、ふれあい館などで相談できる「出張わっか」、子ども家庭総合センターなど、さまざまな相談窓口を開始しています。この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、ご確認ください。 今後も引き続き、いつでも相談できる環境づくりを進めてまいりますので、困ったり、悩んでいる場合は、ぜひ区施設の職員に相談してください。	○	１３７ ・ １９８ ・ ３０２ ～ ３０４

１３	学校などで、月１回アンケートを実施するなど、子どもの悩みを打ち明けられる環境があるとよいと思う。　【ほか、１件】	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、すべての区立小中学校で定期的にアンケートを実施していますが、今後、教育タブレットから子どもの相談窓口を直接確認できるようにするなど、より子どもが相談しやすい環境を整えてまいります。 また、この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	－	－
１４	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、学校に１つ、意見箱を設置したらよいと思う。【ほか、２件】			
１５	スクールカウンセラーのことを知らない人が多いと思うので、お知らせを行った方がよいと思う。【ほか、１件】	スクールカウンセラーは現在、各区立小中学校を週２回および幼稚園・こども園を月１回定期巡回し、子どもや保護者の面談等によるさまざまな教育相談対応を行っています。 区ホームページや教育相談の案内しおりのほか、学校だより等でスクールカウンセラーについてお知らせするとともに、みなさんが安心して相談しやすい環境づくりにも努めてまいります。	－	－
１６	学校に、いつでも相談できるよう、スクールカウンセラーや相談室を増やした方がよいと思う。【ほか、１３件】	スクールカウンセラーは現在、各区立小中学校を週２回および幼稚園等を月１回定期巡回し、電話や対面、オンラインにより、子どもや保護者からの相談体制を整えています。 また、子どもが安心して相談ができるよう、各区立小中学校・幼稚園等では相談室の雰囲気づくりやスペースの確保等を行っており、今後も、安心して相談しやすい居場所づくりに努めてまいります。	－	－

＜子どもの居場所に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	いじめや虐待にあった子どもが逃げられたり、隠れられたりして、安心して過ごせる施設があるとよいと思う。　【ほか、２件】	区には、虐待などを受けている子どもが安全に家へ帰れるようになるまでの間、安心して生活できる区の施設があります。	－	－
2	学校の中に、ゆっくり過ごせたり、自習できたりする場所があるとよいと思う。　【ほか、２件】	各区立小中学校の中には教室以外にも学校図書館や相談室などをはじめ、みなさんの状況に応じて落ち着いて過ごせる空間を各校が工夫して用意していますので、先生とも相談しながら安心して活用してください。	－	－
3	友達と時間を過ごせる場所で、社交性や協働力を高められる経験ができるとよい。	子どもが集まり交流する場として、子どもの居場所があります。子どもの居場所では友達、地域の方々やボランティアの方々との交流を通じて、社交性等を高める経験ができる機会を設けています。子どもの居場所について知りたい時は、まずは、区ホームページでご確認ください。	○	１７７
4	いろいろな体験や学習ができたり、友達と遊べたりする、安心して過ごせる場所がたくさんあるとよいと思う。　【ほか、３３件】	区には、放課後などに安心して過ごせる場所として、さまざまな遊びや制作体験等ができるようプログラムを実施しているひろば館やふれあい館があります。居場所として利用したいときには、いつでも来館してください。また、にこにこすくーるも放課後に友達と一緒に遊ぶことができる場となっています。ぜひ、ご利用ください。	○	１２２～１２５

5	ゆっくりできたり、考え事ができるなど、安心して過ごせる居場所が増えるとよいと思う。 【ほか、１４件】	ひろば館やふれあい館は０～１８歳までの子どもがいつでも来館できる施設です。来館した子どもが安心して安全に過ごせるよう、ゆったりと過ごせる場所など環境を整えています。 また、区立図書館でも、ゆっくりと読書等が楽しめるスペースがありますので、ぜひご利用ください。	○	１２５
6	スポーツ施設を大人だけでなく、子どもも利用できるようにしてほしい。 【ほか、５件】	スポーツ施設につきましては、トレーニングルームを除き、子どもも利用できます。また、さまざまな子ども向けスポーツ教室も行っており、多くの子どもにご参加いただいています。 今後も引き続き、子どもたちもご利用いただきやすいスポーツ施設となるよう努めてまいります。	○	１２５ ・ １６２
7	図書館について、幼稚園児から高校生までの欲しい本のアンケートなどを実施すれば来る機会が増えると思う。	区立図書館では、イベントなどの機会を生かした欲しい本のアンケートの実施を検討してまいります。また、漫画や雑誌など、対象にならないものもありますが、本のリクエストも受け付けています。区立図書館ホームページか貸出カウンターでお申し込みください。	－	－
8	図書館に本を読めるスペースをもっと増やしてほしい。	区立図書館では、大規模改修など大幅なレイアウト変更の際に、スペースの工夫やいすを増やすことで、本を読めるスペースの確保に努めております。	－	－

＜地域との交流に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	多世代の人や区内の他の地域の人と交流できる場所やイベントなどがあるとうれしい。 【ほか、７件】	区では、ふれあい館で、多世代が交流することができるおまつりイベントを実施しているほか、地域のイベントに参加し、地域の方々と交流しています。また、キャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室、スポーツイベントなど、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントも開催しています。今後も、区報や区ホームページ、ＳＮＳ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	１２２～１２５・１６２
2	外国人と交流する機会を増やしてほしい。	区では、荒川区国際交流協会と連携し、日本人と在住外国人が交流できるさまざまなイベント等を開催しています。今後も、イベントをお知らせし、より多くの子どもたちにも参加いただけるよう工夫してまいります。	○	１２７
3	体験行事などがたくさんあると地域の人と交流を深められてよいと思う。	中高生を対象としたキャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室等、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントを実施しています。また、あらかわの伝統技術展、荒川区文化祭等の伝統文化や芸術に触れることができるイベントも開催しています。 今後も、区報や区ホームページ、ＳＮＳ、スクリレ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	１２３～１２５

4	学校や社会科見学でいろいろな人と交流できる機会を作ったらどうか。	各学校では、主に「生活科」「社会科」「総合的な学習の時間」等において、地域のことを調べたり、地域の方との交流を図っています。また社会科見学では、社会科の学習内容と関連する区内外の施設を見学するなど、実感をもった学びの機会をつくっています。	－	－

＜子育て支援に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	若くして子育てをしている家庭への支援を行った方がよいと思う。	区では、小さな子どもがいる家庭への訪問や電話・面接による相談支援などにより、若い方も含めてすべての保護者に対して、子育てに関する支援を行っています。 今後も、子育てへの不安や悩みの解消や、保護者が必要とする子育て支援へつなげる取組を行ってまいります。	○	１４４ ～ １６０
2	障がいがある子どもやその家族のために、子どもやその家族への支援をすればよいと思う。	区では、たんぽぽセンターでの子どもの発達に関するさまざまな支援や、ご家庭に看護師を派遣して子どもやその保護者の負担を軽減するなど、さまざまな取組を行っております。引き続き、家族のお世話をする子どもの支援を含め、子どもやその保護者が安心して生活できるよう取り組んでまいります。	○	１７０ ・ １７２ ～ １７４ ・ １７６

3	子どもの面倒を見てくれたり、子ども同士や、子育て中の保護者が交流できる場所があると、保護者もゆっくりできてよいと思う。	区内に２４か所ある子育て交流サロンでは、０歳から概ね３歳までの乳幼児とその保護者同士の交流とつながりを持つ場となっています。また、子育て交流サロンや保育園の一部では、一時預かりや一時保育を実施しており、両親のリフレッシュ等にも利用されていますので、ぜひご利用ください。	○	１５７

＜公園に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	自然や緑に囲まれた公園などを増やしてほしい。　【ほか、８件】	区では、「荒川区みどりの保護育成条例」に基づいて自然や緑があふれるまちづくりを進めており、近年では、宮前公園を新たに整備し、自然を身近に感じられる場所として、多くの区民の方に親しまれています。 今後も、みなさんが日常生活の中で自然を感じることができるよう、南千住や町屋にも新たに大きな公園を整備するなど、これからも自然や緑の確保に努めてまいります。	○	１６２

2	公園について、ボールが使えるなどの規制緩和や遊具の増加、トイレの整備をしてほしい。 【ほか、４２件】	公園には、小さな子どもからお年寄りまで、さまざまな方が利用するため、安全に利用できるようルールを設けています。一方で、なるべく自由に公園を利用できるよう、区では、安全にボール遊びができる場所の整備やプレーパークの開催など、今後も、安全を確保しながら、検討してまいります。 また、トイレの整備についても、トイレを洋式化するなど、きれいで使いやすいトイレを整備していきます。	○	１６２

＜安心・安全な街づくりに関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	ごみのポイ捨てやごみ箱の設置、街路灯の設置など、子どもが安全に暮らせるように環境を整備してほしい。　【ほか、２５件】	公園や児童遊園においては、日常的に家庭ごみが捨てられ、ごみが溢れ出てしまう場所があるため、ごみ箱については、設置が難しい場所があります。 また、夜間の安全な通行と防犯対策のために、各地域の町会や警察の協力を得て、暗い場所には街路灯の増設を行うなどの取組を行ってきました。もし、暗い場所がありましたら、家族の人に伝え、区に連絡するようお願いしてください。	○	１６２
2	「１１０番の家」の掲示が小さく、不審者等に困ったときに気づきにくい。	「１１０番の家」の担当である警察署にもご意見をお伝えします。 また、区には黄色い丸型のステッカーが目印の「わがまちあんしん１１０番」という危険を感じた際に避難ができる場所があります。このステッカーについては、これまでも、より分かりやすい表示とするために、大きさやデザインを変更してきました。 今後も、いただいたご意見を参考とさせていただきながら、検討してまいります。	－	－

3	区内で安全に過ごせるよう、不審者などの防犯対策をしてもらいたい。　【ほか、５件】	これまで、区内の警察署と教育委員会、区で話し合い、危険な場所や犯罪が発生しやすい場所に計画的に防犯カメラを設置してきました。今後も、防犯カメラの設置を推進します。 さらに区では、青色灯を付けたパトロールカー５台が、児童・学童の下校時間帯に合わせて通学路や公園、駅周辺のにぎやかな場所、犯罪が多く起こっている場所や区民から不安の声をいただいた場所について、巡回を強化するなどの対策を行っています。	○	１６３
4	道幅が狭く、緊急車両が通りにくい道があるので、道路を拡張してほしい。　【ほか、１件】	区内には比較的狭い道路が多く緊急車両が通行しにくいことから、区では消防活動が困難な区域における道幅６メートル未満の道路を「優先整備路線」に指定し、土地を少しずつ買い取りながら、道幅の拡張に取り組んでいます。今後緊急車両が通行しやすく、安全な道路となるよう、計画的に道幅の拡張に取り組んでいます。	－	－

＜その他＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	子どもの学力向上に力を入れてほしい。	区では、学力向上のため、小学校低学年を対象とした算数・国語の授業支援、デジタルドリルコンテンツを活用した学習、あらかわ寺子屋、中学校第１学年を対象に夏季休業中に実施している補習事業等を実施しています。 教員に対しても、日常の授業改善に生かせる研修会等を実施し、授業の質を高めるように努めています。 引き続き、子どもたちの学力向上に向けて、さまざまな取組を充実させます。	ー	ー
2	戦争語り部などで人から聞いたり、平和について考える機会が欲しい。また、学校の図書館に戦争、平和、人権、差別、ＳＤＧｓなど、世界の状況を知れる本を増やしてほしい。	区立小中学校では語り部を招いた講演会を実施したり、平和教育の一環として、広島への修学旅行を実施した学校があります。 平和学習としては、社会科等で戦争に関する学習をする際、すべての区立小中学校で子どもたちが考えています。 また、学校図書館では、子どもたちの学習活動における思考力・判断力・表現力等の育成のために、学校司書や教員が連携して幅広い分野にわたって選書を行っています。	ー	ー

3	学校の施設（校舎、体育館、トイレ）をきれいにしてもらいたい。 【ほか、１件】	校舎、体育館、トイレ等の改修・修繕については、これまでも計画的に改修等を実施してまいりました。また、トイレの改修についても、洋式化について早期に取り組むなど、改善を図ってきたところです。 今後も、児童・生徒のみなさんが安全・安心に学校生活を送れるよう環境整備に努めてまいります。	ー	ー
4	防災の学習をして、防災グッズや備蓄品の充実を図ってほしいと思った。　【ほか、１０件】	区では、これまでの経験も踏まえながら、防災備蓄倉庫の設置や備蓄物資の保管スペース、備蓄品のさらなる充実を計画的に行っており、引き続き、みなさんが安心して生活できるよう努めてまいります。みなさんのご家庭でも、いざというときに備えた準備をしていただければ幸いです。	ー	ー
5	ショッピングモールなどの商業施設があるとよい。 【ほか、１２件】	これまで区では、駅前の再開発により、南千住駅前などに大型商業施設が整備されているほか、今後も、西日暮里駅前に大型商業施設が整備される予定です。また、再開発以外では、広い土地がないのが現状ですが、今後、広い空き地ができた場合は、民間事業者が大型商業施設を検討する可能性はあります。	ー	ー

【中学２年生】

＜主な区への期待など＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	子どもを中心とした政策が多く、安心して暮らせるようにという思いを感じることができる計画だった。これからどう変わるのか楽しみである。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきました。みなさんからいただいた、区への期待などに応えられるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。荒川区がよりよいまちとなるためには、みなさん一人ひとりの力も必要となります。ご協力をお願いします。	－	－
2	この計画通りになったら、とてもよいまちづくりができるようになると思う。応援している。頑張ってほしい。			
3	素晴らしい計画だと思う。荒川区がもっとよい街になると思う。一緒に頑張っていきたい。			

＜主な計画全般に関する意見＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	区がこのような取組をしていることを知らなかったのでびっくりした。取組がたくさんあってすごくよい計画だなと感じた。	これまでも区では、みなさんが安心して過ごせるよう、さまざまな取組を行ってきました。みなさんからいただいた、区への期待などに応えられるよう、これからもしっかりと取り組んでまいります。荒川区がよりよいまちとなるためには、みなさん一人ひとりの力も必要となります。ご協力をお願いします。	－	－
2	この計画を読んで、若者や子どもが安心して過ごせるようにしてくれていることを知り、荒川区の思いが伝わってきた。これからの荒川区がもっとよくなるよう私も少し考えてみようと思った。			
3	区が子どもや子育てをしている人に対するさまざまな取組をしているのを知らなかったので、このような取組があるのはとてもよいと思ったので、周りの人にも知ってもらうことも必要だと思った。			

＜子どもの権利に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	子どもの権利について知らなかった。区営掲示板や施設にポスターを貼ったり、区ホームページなどに掲載し、お知らせしたらよいのではないか。　【ほか、３７件】	区では、子どもの権利について、これまで、リーフレットやパネル展、イベントなどのさまざまな方法により、お知らせしてまいりました。いただいたご意見を踏まえ、新たにポスターを作成するなど子どもの権利を知るために、よりよい方法を検討してまいります。	◎	１２９
2	子どもの権利について知らなかったので、子どもの権利についての授業があるとよいと思う。　【ほか、１１件】	区で独自に作成している中学校社会科副読本に、令和６年度から「荒川区子どもの権利条例」を掲載し、授業で子どもの権利について学習できるようにしています。また、小学校の社会科副読本には、令和７年度以降に掲載する予定です。	－	－
3	子どもの権利を大切にするためには、子どもの周りにいる大人へもお知らせした方がよいと思う。	区では、子どもの権利について、これまで、リーフレットやパネル展、イベントなどのさまざまな方法により、お知らせしてまいりました。今後も、あらゆる年代のみなさんに向けて、子どもの権利について知る機会や考える機会をつくってまいります。	◎	１２９
4	悩みごとや困りごとについて、ＬＩＮＥなどのＳＮＳやメールで相談できるとよいと思う。　【ほか、１０件】	区では、子どもや若者の困りごとや悩みごとについて、ＬＩＮＥなどのＳＮＳやメール等によるさまざまな相談窓口を開設してきましたが、みなさんのご意見を踏まえ、この計画に子どもの相談窓口一覧を掲載しました。 困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	◎	３０２ ～ ３０４

5	悩んだり、困ったりしたときに、話を聞いてくれる、解決方法を一緒に考えてくれる、相談者が解決できなさそうなら代わりに解決してあげるなどの取組があるといいと思う。	区では、子どもの権利擁護相談事業「あらかわ子どもほっとらいん」を開設し、学校や家庭での子どもの困りごとなどについて、専門家が電話やメールで相談に乗り、解決の手助けを行っているほか、学校でもスクールソーシャルワーカーによる解決の手助けを行っています。 そのほかにも、子どもや若者の困りごとや悩みごとについて、さまざまな相談窓口を開設しています。 この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	○	１３６・１３７・３０２～３０４
6	いじめや、人間関係に困ったときに直接相談できるよう、スクールカウンセラーが必要だと思う。　【ほか、１件】	各区立小中学校・幼稚園等には、子どもが困ったり、悩んだりした際に、直接相談できるようスクールカウンセラーを配置しており、みなさんとの良好な人間関係を築き、安心して相談に来られるような環境づくりに努めています。 学校だより等で案内していますので、困ったり、悩んだりした際は、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	○	１３６・１３７・１９８・３０２～３０４
7	困ったことや悩みごとについて、スクールカウンセラーなどに気軽に相談できる環境があるとよいと思う。　【ほか、１４件】			

8	相談や困ったことを聞いてくれるカウンセリングルームを作ったらよいと思う。	子どもが安心して相談ができるよう、各区立小中学校・幼稚園等では相談室の雰囲気づくりやスペースの確保等を行っており、今後も、安心して相談しやすい場となるよう努めています。	―	―
9	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、学校に１つ、意見箱を設置したらよいと思う。 【ほか、１件】	困ったり、悩んでいる子どもが相談できるように、すべての区立小中学校で定期的にアンケートを実施していますが、今後、教育タブレットから子どもの相談窓口を直接確認できるようにするなど、より子どもが相談しやすい環境を整えてまいります。 また、この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	―	―
１０	いじめや虐待から子どもを守るために、保護者と学校の先生が直接話し合える機会が増えるとよいと思う。	各学校では保護者会や個人面談だけでなく、土曜授業日を実施したり、道徳授業地区公開講座を実施し、保護者のみなさんに学校の様子を知ってもらうとともに、保護者のみなさんと教職員が話合いをする機会を設けています。	―	―

１１	いじめや虐待されていて相談しにくい人がいるかもしれないからもっと相談しやすい環境をつくってほしい。	すべての区立小中学校で定期的にアンケートを実施したり、困ったことや悩みを信頼できる大人に相談することができるよう、ＳＯＳの出し方教育を全学年で実施したり、悩みを聞く体制を整えています。また、今後、教育タブレットから子どもの相談窓口を直接確認できるようにするなど、より子どもが相談しやすい環境を整えてまいります。 この計画にも子どもの相談窓口一覧を掲載していますので、困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してください。	－	－

＜子どもの居場所に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	いじめや虐待にあった子どもが一時的にでも安心して過ごせる施設があるとよいと思う。 【ほか、１件】	区には、虐待などを受けている子どもが安全に家へ帰れるようになるまでの間、安心して生活できる区の施設があります。	－	－
2	子どもが安心して過ごせて、子ども同士で勉強や友人関係の悩みなどの共有・解決ができる場所があるとよいと思う。 【ほか、１４件】	区では、あらゆる世代の区民が交流し、自主的な活動ができる場所としてふれあい館を運営しています。ふれあい館では勉強したり、友人とお話しすることができるサロンスペースなどがあります。また、ひろば館やふれあい館は０～１８歳までの子どもがいつでも来館できる施設です。 来館した子どもが安心して安全に過ごせるよう、体を動かせる場所、ゆったりと過ごせる場所など環境を整えています。 相談に関する資格を持った職員がいますので気軽にお声がけください。	○	１２５
3	ひろば館などのイベントのほかに、もっとさまざまなイベントがあるとよいと思う。 【ほか、２件】	中高生を対象としたキャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室等、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントを実施しています。また、あらかわの伝統技術展、荒川区文化祭等の伝統文化や芸術に触れることができるイベントも開催しています。 今後も、区報や区ホームページ、ＳＮＳ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	１２３ ～ １２５

4	子ども食堂があるとよいと思う。	区内には食事を提供する子どもの居場所や子ども食堂が各地区にあります。子どもの居場所や子ども食堂について知りたい時は、まずは、区ホームページでご確認ください。	○	１７７
5	スポーツができる施設を増やしてほしい。　　【ほか、１件】	区では、あらかわ遊園スポーツハウスの改修を計画しており、新たにスポーツができるスタジオを設ける予定です。また、三河島駅前北地区の再開発における体育館機能を持つ多目的アリーナの整備や、今後隅田川沿いに整備を予定している町屋公園には屋外スポーツ施設を整備するなど、スポーツができる場所、施設を増やしてまいります。	○	１６２・２００

＜地域との交流に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	他の中学校の生徒や多世代と交流を持てるイベント等があるとよいと思う。　　【ほか、３件】	ひろば館やふれあい館では各館で活動している子ども同士の交流を深めるために、交流フェスタを実施しています。また、各館では来館している子ども同士が交流できるイベントを多数実施しています。 さらに中高生を対象としたキャンプ等の自然体験や、科学実験やモノづくり等の体験ができる教室等、他の世代の方との交流や学校以外の友達づくりのきっかけにもなるイベントを実施しています。 今後も、区報や区ホームページ、ＳＮＳ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	○	１２３・１２５・１９４

2	外国の生活習慣やイベント等について、体験できる機会があるとよいと思う。	区では、荒川区国際交流協会と連携し、日本人と在住外国人が交流できるさまざまなイベント等を開催しています。今後も、イベントをお知らせし、より多くの子どもたちにも参加いただけるよう工夫してまいります。	○	１２７

＜子育て支援に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	子どもの面倒を見てくれたり、子ども同士や、子育て中の保護者が交流できる場所があると、保護者もゆっくりできてよいと思う。	区内に２４か所ある子育て交流サロンでは、０歳から概ね３歳までの乳幼児とその保護者同士の交流とつながりを持つ場となっています。また、子育て交流サロンや保育園の一部では、一時預かりや一時保育を実施しており、両親のリフレッシュ等にも利用されていますので、ぜひご利用ください。	○	１５７・１５８
2	子どもが体調不良のときには保護者が看病してくれるが、仕事を休みづらい環境にある場合もあるので、子どもだけでなく、保護者への支援も力を入れてもらいたい。	これまで区では、仕事と子育てを両立する家庭をはじめ、さまざまな家庭が安心して出産・子育てができるよう、さまざまな理由で一時的に育児援助を受けたい保護者を援助するためのヘルパー派遣や子どもを一時的に預かったりするなどの支援に取り組んでまいりました。今後も、子育て家庭が必要とする支援を行えるよう、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。	○	１４４～１６０
3	子どもだけでなく、子どもを育ててくれている大人への支援もあるとよいと思う。			

＜公園に関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	公園について、ボールが使えるなどの規制緩和や安全に遊べる遊具の設置、トイレの整備をしてほしい。　【ほか、２２件】	公園には、小さな子どもからお年寄りまで、さまざまな方が利用するため、安全に利用できるようルールを設けています。一方で、なるべく自由に公園を利用できるよう、区では、安全にボール遊びができる場所の整備やプレーパークの開催など、今後も、安全を確保しながら、検討してまいります。 また、トイレの整備についても、トイレを洋式化するなど、きれいで使いやすいトイレを整備していきます。	○	１６２

＜安心・安全な街づくりに関すること＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	交通安全や災害対策について体験できる機会があるとよいと思う。	区では、荒川警察署と連携し荒川自然公園交通園で実施している「自転車安全利用講習会」や区役所分庁舎に設置している安全・安心スポットにおいて、交通ルールを学ぶ機会をつくっています。 また、災害対策について、各町会では、消防署も参加するなどした防災訓練や避難所の訓練が行われており、区においても、子どもから大人まで防災に関する知識や技術を学べる「あらＢＯＵＳＡＩ」などを開催しています。 今後も区報や区ホームページ、ＳＮＳ等でお知らせしますので、ぜひご参加ください。	－	－

2	道幅が狭く、緊急車両が通りにくい道があるので、道路を拡張してほしい。　【ほか、３件】	区内には比較的狭い道路が多く緊急車両が通行しにくいことから、区では消防活動が困難な区域における道幅６メートル未満の道路を「優先整備路線」に指定し、土地を少しずつ買い取りながら、道幅の拡張に取り組んでいます。今後緊急車両が通行しやすく、安全な道路となるよう、計画的に道幅の拡張に取り組んでいます。	－	－
3	学校や部活の帰りに子どもが被害にあわないよう、防犯対策をしてほしい。　【ほか、１件】	これまで、区内の警察署と教育委員会、区で話し合い、危険な場所や犯罪が発生しやすい場所に計画的に防犯カメラを設置してきました。今後も、防犯カメラの設置を推進します。 さらに区では、青色灯を付けたパトロールカー５台が、児童・学童の下校時間帯に合わせて通学路や公園、駅周辺のにぎやかな場所、犯罪が多く起こっている場所や区民から不安の声をいただいた場所について、巡回を強化するなどの対策を行っています。	○	１６３

＜その他＞

No.	意見の概要	回答（区の考え方）	計画への反映	該当ページ
1	荒川区の中学校の生徒同士で話し合える機会があると、他の学校の子どもとの交流が図れ、何かの解決や課題の発見につながるのではないかと思う。	生徒同士の交流は生徒の成長にとって重要な要素であり、共通の課題の解決につながる可能性があると考えています。よりよい交流活動のあり方を各区立中学校と連携して検討するなどして、みなさんの成長を支援してまいります。	－	－

2	学校の授業で校外学習を増やし、自然に触れる機会を増やしてほしい。	区立中学校では、第１学年で清里移動教室、第２学年で下田移動教室を全校で実施し、登山やオリエンテーション等を通じて、自然に触れる体験学習の機会を積極的に設けています。今後も、自然体験学習の充実を図ってまいります。	－	－
3	教育タブレットの性能やインターネットへの接続環境を改善してほしい。　【ほか、１１件】	児童・生徒用タブレットパソコンについては、令和７年４月に性能を改善したタブレットパソコンに更新予定です。タブレットパソコンの更新に合わせてネットワーク機器を更新し、通信環境の向上を図ってまいります。	－	－
4	学校の施設（校舎、体育館、トイレ）をきれいにしてもらいたい。【ほか、３１件】	校舎、体育館、トイレ等の改修・修繕については、これまでも計画的に改修等を実施してまいりました。また、トイレの改修においては、洋式化について早期に取り組むなど、改善を図ってきたところです。 今後も、児童・生徒のみなさんが安全・安心に学校生活を送れるよう環境整備に努めてまいります。	－	－
5	災害時の避難場所になるため、校舎の老朽化について検討した方がよいと思う。【ほか、３件】	学校施設については、令和７年度に「学校施設建替え計画」の策定を予定しており、築年数の経った建物は計画的に建替えを実施するなど、現在、策定に係る調査・検討を行っているところです。 学校施設は災害時の避難所としての機能を有しており、建替えに当たっては、必要な設備等の整備について、防災担当部署とも連携しながら進めてまいります。	－	－

6	有名店舗やショッピングモールなどの商業施設があるとよい。 【ほか、３３件】	これまで区では、駅前の再開発により、南千住駅前などに大型商業施設が整備されているほか、今後も、西日暮里駅前に大型商業施設が整備される予定です。また、再開発以外では、広い土地がないのが現状ですが、今後、広い空き地ができた場合は、民間事業者が大型商業施設を検討する可能性はあります。	－	－

2　荒川区子ども・子育て会議、荒川区児童福祉審議会および荒川区子ども・若者総合計画検討委員会の検討経過

（1）荒川区子ども・子育て会議

開催年月日	議事
令和６年３月２７日(水)	・（仮）荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）の策定にかかるニーズ調査の実施について
令和６年１１月８日(金)	・荒川区子ども・若者総合計画の策定状況について

（2）荒川区児童福祉審議会

開催年月日	議事
令和６年１１月１３日(水)	・荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について（里親部会）
令和６年１１月１４日(木)	・荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について（権利擁護部会）
令和６年１２月１２日(木)	・荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について（権利擁護部会）
令和７年1月２１日（火）	・「荒川区子ども・若者総合計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）」について（本会）

（3）荒川区子ども・若者総合計画検討委員会

開催年月日	議事
令和６年４月２６日（金）	１　荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）検討委員会について ２　荒川区子ども計画について ３　第３期荒川区子ども・子育て支援計画策定のためのニーズ調査報告書について ４　今後のスケジュール（案）について
令和６年６月１７日（月）	１　荒川区子ども計画（第３期荒川区子ども・子育て支援計画）の名称について ２　荒川区子ども計画の構成について ３　今後のスケジュール（案）について
令和６年９月９日（月）	１　各部における今後の方向性について ２　荒川区子ども・若者総合計画における基本理念について ３　今後のスケジュール（案）について
令和６年１０月３０日（水）	１　荒川区子ども・若者総合計画素案について ２　今後のスケジュール（案）について
令和７年１月２３日（木）	１　荒川区子ども・若者総合計画に係るパブリックコメント等の実施結果について ２　今後のスケジュール（案）について

３　荒川区子ども・子育て会議、荒川区児童福祉審議会および荒川区子ども・若者総合計画検討委員会の根拠法令等

（１）荒川区子ども・子育て会議の根拠法令等

①荒川区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 10 日
条例第 33 号
改正　令和元年 12 月 16 日条例第 28 号　令和４年 12 月 16 日条例第 35 号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。（一部改正〔令和４年条例35号〕）

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（所掌事務）

第３条　会議は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

(1)　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項

(2)　子ども・子育て支援事業計画に関する事項

(3)　子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項

(4)　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（組織）

第４条　会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。

(1)　学識経験者

(2)　荒川区内に住所を有する子どもの保護者

(3)　荒川区内において子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4)　前３号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第６条　会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第８条　会議は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。]

（会議の公開）

第９条　会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（庶務）

第10条　会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

（一部改正〔令和元年条例28号〕）

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において荒川区規則で定める日から施行する。

（平成25年規則第45号で平成25年12月１日から施行）

（荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（令和元年12月16日条例第28号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年12月16日条例第35号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

②荒川区子ども・子育て会議運営要綱

平成25年11月29日
25荒子子第2927号
（副区長決定）
令和４年５月１日一部改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、荒川区子ども・子育て会議条例（平成25年荒川区条例第33号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、荒川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の傍聴）

第２条　会議を傍聴できる者の定員は、原則として20人以内とする。ただし、会議会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（傍聴の手続等）

第３条　会議を傍聴しようとする者は、荒川区子ども・子育て会議傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

２　傍聴券は、会議の当日に会長が指定する時刻（以下「指定時刻」という。）までに傍聴の申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、交付する。ただし、申出者が定員に満たない場合は、指定時刻を過ぎても傍聴の申出を受け付け、定員となるまで受付順に交付することができる。

３　指定時刻までに申出者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定する。

４　傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

５　傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。

６　傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

（傍聴できない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1)　銃器、棒その他他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの（張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ類等）を所持している者

(2)　酒気を帯びていると認められる者

(3)　写真等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音、録画等をしている者

(4)　前３号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第５条　傍聴人は、会議室においては静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

(2)　騒ぎたてる等議事を妨害しないこと

(3)　飲食又は喫煙をしないこと

(4)　みだりに席を離れないこと

(5)　その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

（傍聴人の退出）

第６条　会長は、条例第９条の規定により会議を公開することが適当でないと認めたときは、会議の途中であっても傍聴人に退場を命ずることができる。

２　会長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。

３　傍聴人は、前２項の規定により会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

（会議開催の公表）

第７条　会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議開催の１週間前までに公表する。

２　前項により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

(1)　会議名

(2)　日時

(3)　開催場所

(4)　その他会議に必要な事項

（資料の配布）

第８条　会議に用いる資料は、出席した委員にのみ配布するものとする。

（会議録等）

第９条　会長は、会議録を作成し、これを保存するものとする。

２　会議録及び会議において配布した資料は、公開する。ただし、条例第９条による非公開とされた会議のほか、会議において非公開とされた資料については、公開しない。

附　則

この要綱は、平成 25 年 12 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

③荒川区子ども・子育て会議　委員名簿

【令和５年度】

役職	氏　名	所属等
会長	佐藤　隆之	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
副会長	長谷川　かほる	東京未来大学特任教授 元荒川区立小学校校長
	増田　修治	白梅学園大学子ども学部教授
	木村　千里	東京都立大学大学院人間健康科学研究科教授 あらかわ子ども応援ネットワーク学術会員
	金子　織善	荒川区医師会理事
	荒原　文	公募委員
	瀧原　絵梨奈	公募委員
	佐々木　由恵	荒川区私立幼稚園等保護者
	田島　真奈美	荒川区立幼稚園・こども園保護者
	河野　達朗	荒川区私立保育園保護者
	奥田　紗也香	荒川区立保育園保護者
	緒方　裕作	荒川区立小学校ＰＴＡ連合会代表
	鈴木　義則	荒川区立小学校ＰＴＡ連合会代表
	千田　公隆	荒川区私立幼稚園等協会代表
	髙田　大	荒川区立幼稚園・こども園園長会代表
	小西　睦子	荒川区私立保育園園長会代表
	阿部　陽子	荒川区立保育園園長会代表
	沼田　幸子	荒川区認証保育所連絡協議会代表
	山本　洋	荒川区立小学校長会代表
	塩尻　浩	荒川区立中学校長会代表
	杉山　律子	荒川区民生委員・児童委員協議会代表
	越村　桂子	荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会代表
	北川　嘉昭	副区長

（敬称略）

【令和６年度】

役職	氏　名	所属等
会長	佐藤　隆之	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
副会長	長谷川　かほる	東京未来大学特任教授 元荒川区立小学校校長
	増田　修治	白梅学園大学子ども学部教授
	木村　千里	東京都立大学健康福祉学部教授 あらかわ子ども応援ネットワーク学術会員
	金子　織善	荒川区医師会理事
	荒原　文	公募委員
	瀧原　絵梨奈	公募委員
	佐々木　由恵	荒川区私立幼稚園等保護者
	田島　真奈美	荒川区立幼稚園・こども園保護者
	河野　達朗	荒川区私立保育園保護者
	奥田　紗也香	荒川区立保育園保護者
	吉澤　伸幸	荒川区立小学校ＰＴＡ連合会代表
	田村　学彦	荒川区立中学校ＰＴＡ連合会代表
	千田　公隆	荒川区私立幼稚園等協会代表
	石塚　秀行	荒川区立幼稚園・こども園園長会代表
	小西　睦子	荒川区私立保育園園長会代表
	加藤　亮子	荒川区立保育園園長会代表
	沼田　幸子	荒川区認証保育所連絡協議会代表
	猪瀬　賢一	荒川区立小学校長会代表
	塩尻　浩	荒川区立中学校長会代表
	杉山　律子	荒川区民生委員・児童委員協議会代表
	安部　義治	荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会代表
	北川　嘉昭	副区長

（敬称略）

（２）荒川区児童福祉審議会の根拠法令等

①荒川区児童福祉審議会条例

令和２年３月 25 日
条例第３号

（設置）

第１条　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第８条第３項及び児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 45 条の３第４項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

２　審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は、前条第２項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第５条　審議会は、委員長が招集する。

（会議）

第６条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会）

第９条　審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

２　各部会に、委員の互選による部会長１人を置く。

３　第５条から第７条までの規定は、部会の会議について準用する。

４　審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（委任）

第 10 条　この条例の施行に関し必要な事項は、荒川区規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年７月１日から施行する。

２　荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年荒川区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

②荒川区児童福祉審議会条例施行規則

令和２年６月 30 日
規則第 33 号

（趣旨）
第１条　この規則は、荒川区児童福祉審議会条例（令和２年荒川区条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開）
第２条　審議会は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

（部会）
第３条　条例第９条に規定する部会の構成員（以下「部会員」という。）は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
２　部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
３　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

（庶務）
第４条　審議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

（委任）
第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則
この規則は、令和２年７月１日から施行する。

③荒川区児童福祉審議会部会設置要綱

令和２年６月 30 日制定
２ 荒 子 子 第 938 号
（ 副 区 長 決 定 ）

（趣旨）

第１条　荒川区児童福祉審議会条例（令和２年荒川区条例第３号。以下「条例」いう。）第１条に規定する荒川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に、条例第９条第１項の規定に基づき設置する部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（常設の部会）

第２条　審議会に、部会として里親部会、権利擁護部会、保育部会及び児童虐待死亡事例等検証部会を置く。

２　里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の４に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2)　里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。

(3)　里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

３　権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　令第 32 条第１項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他子ども家庭総合センター所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。

(2)　法第 33 条の 15 第２項の規定による被措置児童等虐待（法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第 33 条の 15 第３項に規定するその報告に係る意見を述べること。

(3)　児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第９条第１項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 33 条第１項及び第２項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

４　保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　法第 3 条の 15 第４項の規定に基づき、同条第２項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2)　法第 35 条第６項の規定に基づき、同条第４項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(3)　法第 46 条第４項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(4)　法第 59 条第５項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(5)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第３項の規定に基づき、同条第１項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6)　認定こども園法第 21 条第２項の規定に基づき、同条第１項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7)　認定こども園法第 22 条第２項の規定に基づき、同条第１項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

５　児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童虐待防止法第４条第５項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行うものとする。

６　前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第４条第２項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第９条第２項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第３条　前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（議事録）

第４条　部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

(1)　部会の開催年月日及び開催場所

(2)　出席した委員、臨時委員等の氏名

(3)　部会に付した議題

(4)　議事の顛末（てん）

(5)　前各号に掲げるもののほか、部会の経過に関する事項

２　議事録には、部会長及び部会長が部会において指名する委員１名が署名するものとする。

３　議事録は、非公開とする。ただし、部会長において必要があると認めた場合は、公開とすることができる。

（委員等の除斥）

第５条　委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席し、発言することができる。

（庶務）

第６条　部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

④荒川区児童福祉審議会委員名簿

役職	氏　名	所属等
委員長	河津　英彦	社会福祉法人友愛学園理事長 社会福祉法人子どもの虐待防止センター副理事長 元東京都子ども家庭部長・玉川大学教育学部長
副委員長	川松　亮	明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授 元厚生労働省児童福祉専門官
	坂井　隆之	明星大学教育学部教育学科特任教授 元東京都児童相談所長
	鈴木　崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科教授
	師岡　章	白梅学園大学子ども学部教授
	須永　美紀	こども教育宝仙大学こども教育学部教授
	片倉　昭子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事
	池田　清貴	弁護士
	掛川　亜季	弁護士
	後藤　啓二	弁護士
	松岡　郁美	小児科医 荒川区医師会理事
	金子　織善	小児科医 荒川区医師会理事
	阿部　哲夫	精神科医 荒川区医師会理事
	成重　竜一郎	児童精神科医
	齋藤　美江子	児童養護施設統括施設長
	中村　聡	一級建築士
	長谷川　猛	中小企業診断士
	大内　康弘	社会保険労務士

（敬称略）

（3）荒川区子ども・若者総合計画検討委員会の根拠法令等

①荒川区子ども・若者総合計画検討委員会設置要綱

26 荒 子 子 第 1347 号
平成 26 年 6 月 30 日制定
（ 副 区 長 決 定 ）
平成 31 年１月 11 日一部改正
令和６年４月１日一部改正

（設置）

第１条　子育て環境の充実を目指し、荒川区子ども・若者総合計画の策定にあたり、荒川区の子育て支援施策を総合的・効果的に推進し、よりよい計画の策定を図るため、荒川区子ども・若者総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　荒川区子ども・若者総合計画の策定に関すること。

(2)　荒川区子ども・若者総合計画の総合的な企画及び推進に関すること。

(3)　前号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（委員長等）

第４条　委員長は副区長の職にある者とし、副委員長は子ども家庭部長の職にある者とする。

２　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

４　委員は別表１に掲げるものとする。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

（関係職員の出席）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（作業部会）

第７条　委員会の所掌事項に係る調査検討を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

２　作業部会について必要な事項は、委員長が定める。

（事務局）

第８条　委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

別表１（第４条関係）

荒川区子ども・若者総合計画検討委員会委員

委員長	副区長
副委員長	子ども家庭部長
委員	総務企画部長
〃	区民生活部長
〃	地域文化スポーツ部長
〃	産業経済部長
〃	福祉部長
〃	健康部長
〃	防災都市づくり部長
〃	教育部長

４　子どもの相談窓口

区では、子どもや若者が抱える悩みや困りごとについて、さまざまな相談窓口を開設しています。学校や家で困っていること、悩んでいることがあれば、一人で悩まずに、気軽に相談してみてください。

（1）子どもの悩み１１０番

荒川区に住んでいるか、荒川区内の学校に通っている小学生、中学生からの相談を受け付けています。友達や家族のこと、勉強や進路、いじめなどの学校生活に関すること、学校へ行きたくないといったことなど、悩みや聞いてもらいたいことがあれば、電話でご相談ください。

相談方法

電話で相談ができます。

受付時間

月曜日から金曜日、午前９時から午後５時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

電話番号

０１２０－１３６－１１０（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、子どもの悩み１１０番の二次元コードです。

（2）あらかわ子どもほっとらいん

子どもの権利が守られていないと感じたとき（学校や家庭での困りごと等)、相談を受け付けています。相談には、弁護士や臨床心理士の資格をもった「子どもの権利擁護委員」が対応し、解決を手助けします。困っていることがあったら、気軽に相談してみてください。

相談方法

電話のほか、メール、チャット（ＬＩＮＥ）で相談ができます。

受付時間

火曜日　　午後１時から午後６時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
木曜日　　午後１時から午後６時
土曜日　　午前１０時から午後３時
※年末年始を除く
※原則、火曜日・土曜日は弁護士、木曜日は臨床心理士が担当します。

電話番号

０１２０－１３６－１１０（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、あらかわ子どもほっとらいんの二次元コードです。

（3）児童相談所虐待対応ダイヤル１８９（いちはやく）

「お母さんやお父さんから無視されたり、暴言をはかれたりする・・・」「友達が家でお母さんやお父さんに叩かれているみたい・・・」など、気になる子どもがいる、子どもを虐待しそう、親に虐待されているといったときは、相談してみてください。

相談方法

電話で相談できます。

受付時間

２４時間（いつでも受け付けています。）

電話番号

１８９（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、児童相談所虐待対応ダイヤル１８９の
二次元コードです。

（4）荒川区子ども家庭総合センター

家に帰るのが怖いなどの子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく専門の相談窓口です。一人で悩まず、気軽にご相談ください。

相談方法

荒川区子ども家庭総合センターでの対面での相談のほか、電話でも相談ができます。

受付時間

月曜日から金曜日、午前８時３０分から午後５時１５分
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

電話番号

０３－３８０２－３７６５

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、荒川区子ども家庭総合センターの
二次元コードです。

（5）荒川区若者相談「わっか」

さまざまな悩みや不安を抱える若者（概ね１５歳～３９歳）が気軽に話せる相談先です。

相談員がお話を伺い、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人ひとりに合わせたご支援をします。学校や職場のこと、家族や友達のこと、どんなことでもお気軽にご相談ください。

相談方法

電話、メール、チャット（ＬＩＮＥ）、出張わっか（ふれあい館等で行う対面相談）で相談ができます。

受付時間

月曜日から金曜日、正午から午後８時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

電話番号

０１２０－１０１－９１１（無料でかけられます）※携帯電話からも無料でかけられます

詳しくは、こちらを確認してみてください。

荒川区ホームページ内、荒川区若者相談「わっか」の
二次元コードです。